

広報
ただみ
おしらせばん

第 2 4 6 7 - 1 号
令和 7 年 1 月 2 4 日
発行：只 見 町
編集：総 務 企 画 課
総 務 係
https://www.town.tadami.lg.jp/
E-mail koho@town.tadami.lg.jp



プナリン イワッペ アキヨウちゃん

- 今週の行事 -

1月27日(月)、29日(水)、31日(金)
すくすくひろば(保健福祉センター 保健室)
午前9時30分~午後3時30分

みんなの伝言板

◆「ただみ元気応援券」は使用期限内にご利用ください。

「ただみ元気応援券」の使用期限は令和7年2月17日(月)です。期限を過ぎた商品券は使用できなくなりますので、取扱店でのお食事やお買い物など、忘れずにご利用ください。

■問合せ先 只見町商工会 (Tel 82-2380)

〈只見町商工会〉

南会津町消防団訓練に伴うサイレン吹き鳴らし

南会津町消防団の訓練に伴い、次のとおり、和泉田・下山地区の防災サイレンが鳴ります。ご了承ください。

■サイレン吹き鳴らし

1月26日(日)
午前9時10分ごろ

■問合せ先

町民生活課 生活安全係
(Tel 82-5100)
〈町民生活課〉

「明和公民館まつり」参加者募集

「第35回明和公民館まつり」を開催します。つきましては次のとおり、明和地区の皆様からの出演や作品を募集します。ぜひご参加ください。

■と き 3月9日(日)

■と ころ 明和公民館

■募集内容

- ①芸能発表出演者(踊りや歌等)
- ②出店者(手芸作品等の販売)
- ※ご自身で販売対応できる方
- ③展示作品(手芸、絵画、書等)
- ※展示期間は3月9日(日)~14日(金)まで

■申込期限 2月14日(金)

5年に1度の大切な調査へのお願いです。

2025年 農林業センサス

令和7年2月1日現在



農林水産省

定例教育委員会開催

次のとおり、定例教育委員会を開催します。会議は公開となりますので、傍聴にお越しの際は教育委員会へお声がけください。

■と き

1月29日(水)
午後1時30分~3時

■と ころ 教育委員会付属室

町下庁舎 教育委員会付属室

■問合せ先 文化スポーツ係

教育委員会 (Tel 82-5320)

〈教育委員会〉

朝日診療所歯科休診

都合により、次の日は歯科診療を休診いたします。

■休診日

1月31日(金)
〈朝日診療所〉

空き家等の適正管理をお願いします!

空き家等の所有者(相続人など建物を管理すべき人を含む)は、定期的に建物の状況を確認しましょう。周囲に悪影響を及ぼすなど危険な状態にある場合は早急に修繕や改修・撤去など適切な処置をしてください。雪で破損したり、強風で飛散するなど他人に被害を与えた場合は損害責任を問われることもあります。



近隣住民に迷惑をかけることがないよう所有者としての適正な管理を!!
空き家等の維持管理は所有者の責務です。

公売のお知らせ

次により公売を行いますので、希望者はお申込ください。

■公売するもの

No.	公売品名	型式	登録年	備考
1	除雪機 WADO(SS227DH)	3TNE74-USR	平成12年1月	以下の2点に故障有り ①油圧コントロールバルブ ②ラジエーター

■公売日時 2月7日(金)午前10時

■公売方法 競争入札

■参加資格 原則として、どなたでも公売に参加することができます。

ただし、次の各号に該当する者は、公売に参加できません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、同条第2項の規定に該当すると認められる者にあつては、その事実があつた後3年を経過していない者。

(2) 地方税、国税を滞納しているもの。

(3) 只見町暴力団排除条例(平成24年条例第6号)に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団密接関係者。

(4) 法人にあつては役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者、法人以外の団体にあつてはその代表者及び経営に実質的に関与している者のいずれかが暴力団員等又は暴力団密接関係者である法人または団体。

■入札会場 明和公民館 2階会議室

■申込先 明和公民館

申込書を持参又はFAXにて提出してください。

(FAX 0241-86-2112)

※様式は各地区の公民館にあります。

■申込期限 2月6日(木)午後5時

■公売条件 現状での引き渡しとなります。

各公売品の状態を確認後に入札会への参加をご検討ください。

落札された公売品は2月21日(金)までに引き取りをお願いいたします。

■その他

・ 申込日までに申込みのない方は、入札会に参加できません。

・ 入札会において最高入札金額かつ予定価格以上の金額の入札書を提出された方が落札者となります。入札金額には消費税相当額を含めた金額を記載してください。

なお、一度で落札者が決定しない場合、その場で再入札を実施します。

・ 公売品を確認したい場合や不明な点については、問合せ先までお電話ください。

■問合せ先 明和公民館 (Tel 86-2111)

〈明和公民館〉

突然のこんな症状の時にはすぐ119番!!

顔

- 顔半分が動きにくい、しびれる
- 笑うと口や顔の片方がゆがむ
- ろれつがまわりにくい
- 見える範囲が狭くなる
- 周りが二重に見える



高齢者



頭

- 突然の激しい頭痛
- 突然の高熱
- 急にふらつき、立ってられない

胸や背中

- 突然の激痛
- 急な息切れ、呼吸困難
- 旅行などの後に痛み出した
- 痛む場所が移動する

手・足

- 突然のしびれ
- 突然、片方の腕や足に力が入らなくなる

おなか

- 突然の激しい腹痛
- 血を吐く

意識の障害

- 意識がない(返事がない)又はおかしい(もうろうとしている)

吐き気

- 冷や汗を伴うような強い吐き気

けいれん

- けいれんが止まらない



飲み込み

- 物をのどにつまらせた



けが・やけど

- 大量の出血を伴うけが
- 広範囲のやけど



事故

- 交通事故や転落、転倒で強い衝撃を受けた

◎その他、いつもと違う場合、様子がおかしい場合◎
高齢者は自覚症状が出にくい場合もありますので注意しましょう。

迷ったら「かかりつけ医」に相談しましょう!

※ 発熱等の症状がある場合は、新型コロナウイルスに関する受診・相談センターに電話相談するか、速やかに発熱外来/かかりつけ医/地域外来・検査センターを受診しましょう。
※ さらに、119番通報などの判断に迷った時は、お近くの救急相談窓口(#7119等)にご相談下さい。

只見町無料職業紹介所求人情報

■詳しい内容を知りたい方、掲載を希望される事業所は只見町無料職業紹介所(電話82-5240)へお問い合わせください。

求人者名	職種	賃金	所在地・就業場所	就業時間	加入保険等	必要な免許資格
(株)只見町観光公社	【正社員】 調理員	月額 220,000円～	只見字田の口24 勤務地:只見町観光公社の管理施設 電話:83-1733	交替制なし(状況により交替制あり) 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(有)只見観光タクシー	【正社員】 乗務員	月額 200,000円～	只見字上ノ原1816-10 電話:82-2202	交替制あり 7:00～23:00(実働8時間)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許二種 免許取得の支援制度あり (AT限定不可)
(有)馬場ファーム	【正社員】 畜産業	月額 173,340円～ 240,000円	塩ノ岐字柳原2-1 電話:090-5599-6492	交替制なし ① 8:00～17:00 通常の就業時間 ② 7:00～16:00 ③ 6:00～15:00 ※②と③出荷の予定により就業時間 の変更あり	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株) ニッコクトラスト	【正社員以外】 調理員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上 4月10月に契約更新	時給 1,300円～ 月額 230,000円～	郡山市桑野3-19-6 電話:070-1544-3385 就業場所 J-POWERハイテック只見寮	交替制あり 6:00～14:30 8:30～17:00 11:30～20:00 6:00～8:30 14:00～17:00 ※土、日、祝日休業	雇用 労災 健康 厚生	特になし
	【正社員以外】 調理員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上 4月10日に契約更新	時給 1,500円～ 月額 260,000円～		郡山市桑野3-19-6 電話:070-1544-3385 就業場所 電源開発白雪寮		
	【正社員以外】 軽食提供業務 雇用期間の定めあり 4か月以上 4月10日に契約更新	時給 1,600円～	郡山市桑野3-19-6 電話:070-1544-3385 就業場所 電源開発白雪寮軽食提供業務	交替制なし 15:00～20:00 ※土、日、祝日休業 ※短時間勤務対応可能	雇用 労災 健康	
	【正社員以外】 調理員 雇用期間の定めあり 4か月以上 4月10日に契約更新	時給 1,000円	郡山市桑野3-19-6 電話:070-1544-3385 就業場所 只見町保育所	交替制なし 8:00～17:00 契約社員 8:00～17:00 パート(代替)	雇用 労災 健康 厚生	
グループホーム 和の里	【正社員】 介護業務全般	月額 165,960円～ 202,760円	小林字七十苅622-1 電話:86-2008	交替制あり 7:00～16:00 9:00～18:00 11:00～20:00 16:00～翌10:00(夜勤)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株) コスモメディカル サポート 桜の丘みらい	【正社員】 介護業務全般 送迎業務あり	月額 165,960円～ 202,760円	只見字原707-1 電話:82-5006	交替制あり 7:00～16:00 9:00～18:00 11:00～20:00 16:00～翌10:00(夜勤)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【正社員以外】 介護員及び調理	時給 955円～ 1,035円		交替制あり 8:00～18:00 の内5時間程度 ※勤務時間応相談	雇用 労災	特になし
特別養護 老人ホーム 只見ホーム	【正社員以外】 準介護員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上	日額 7,846円～ 9,536円	長浜字久保田1 電話:84-7550	交替制あり 7:00～16:00 7:30～16:30 9:00～18:00 9:30～18:30 10:00～19:00 10:30～19:30 17:00～翌10:00(夜勤) ※夜勤については要相談	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【正社員以外】 準調理職員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上	日額 7,786円～ 9,026円		交替制あり 6:00～15:00 10:00～19:30 6:00～10:00 15:30～19:30		
	【正社員以外】 清掃パート 雇用期間の定めあり 4か月以上 令和6年10月1日～	時給 972円～		交替制あり 9:00～11:00 ※パート勤務	労災	

(株)南会西部建設 コーポレーション 南会津事業所	【正社員】 運転手 作業員 工事管理	日額 9,000円～	大倉字上田162-1 電話:86-2131	交替制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生 建退共	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
吉野建設(株)	【正社員】 現場作業員、運転手	日額 9,200円～	梁取字御東1882 電話:86-2116	交替制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株)川合車輛	【正社員】 建設機械オペレーター	日額 9,000円～	只見字新町2192-1 電話:82-2508	交替制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可)
	【正社員】 工務事務(技術系)	月額 200,000円～				
永光建設(株)	【正社員】 工務事務(技術系)	月額 198,000円～	榑戸字二本柳1437-1 電話:82-2155	交替制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可) 普通免許以外の資格は会社で 負担
	【正社員】 建設機械オペ	日額 9,000円～				
㈱季の郷湯ら里	【正社員以外】 夜間フロント業務 雇用期間の定めなし	日額 10,000円～	長浜字上平50 電話:84-2888	交替制なし 21:00～7:00 ※勤務日数要相談	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【正社員以外】 送迎ドライバー 雇用期間の定めなし	時給 1,000円～		交替制あり 8:30～17:30 13:00～22:00		大型自動車運転免許一種
只見町介護 老人保健施設 こぶし苑	【正社員以外】 準介護員(臨時) 雇用期間の定めなし 4か月以上	日額 8,118円～ 9,080円	長浜字唱平31 電話:84-2101	交替制あり 7:00～16:00 9:00～18:00 10:00～19:00 10:30～19:30 11:00～20:00 ※勤務時間要相談	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株)会津工場	【正社員】 輸送用機械器具製造業	月額 164,000円～	二軒在家字上タモ721-1 就業場所:南会津町片貝二 本柳494 電話:86-2553	交替制あり 8:00～17:10 5:00～14:00 13:00～22:00 20:30～5:30	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
ヤマサ商店	【パート・アルバイト】 食品製造	時給 955円～	叶津字入叶津30 電話:82-3401	交替制なし 8:30～17:00 9:00～16:00 ※時間、曜日要相談	雇用 労災	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株)南栄通商 只見営業所	【正社員】 建設機械レンタル及び 建設資材販売 業務全般	月額 185,000円～ 200,000円	福井字後田16-1 電話:84-2106	交代制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可)
浅草建材(株)	【正社員】 建設、土木、家屋解体、除雪 (現場作業員及び工事管理(技 術系))	日額 9,000円～	榑戸字館ノ川1584-1 電話:82-2081	交替制なし 8:00～17:00 8:00～16:30	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可) 普通免許以外の資格は会社で 負担
	【正社員】 建設、土木、家屋解体、除雪 (運転手、作業員)	日額 8,000円～				

所得税・住民税の所得控除一覧表【R7】

控除項目	税目	所得税	住民税																																																																																										
1. 雑損控除		「損害金額 - 保険金などで補填される金額」= 「A」の金額を基として計算した、次の①と②のいずれが多い方の金額 ① 「A」の金額 - (総所得金額等の合計額×10%) ② 「A」の金額のうち災害関連支出の金額 - 5万円																																																																																											
2. 医療費控除 (3と選択適用)		(支払った医療費の額 - 保険金などで補填される金額) - (10万円と「総所得金額等の合計額の5%」のいずれか少ない方の金額) (最高限度額 200万円)																																																																																											
3. セルフメディケーション税制 (2と選択適用)		支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額-保険金などで補填される金額-12,000円 (最高限度額 88,000円) ※一定の取組(予防接種等)が確認できる書類(領収書等)も必要となります。																																																																																											
4. 社会保険料控除		支払った金額の全額																																																																																											
5. 小規模企業共済掛金等控除		支払った金額の全額																																																																																											
6. 生命保険料控除		<ul style="list-style-type: none"> ○平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約) <ul style="list-style-type: none"> ・支払った保険料が25,000円まではその金額 ・25,000円~50,000円までの保険料×1/2+12,500円 ・50,000円~100,000円までの保険料×1/4+25,000円 ・100,001円以上は一律 50,000円 ※個人年金保険料は上記による額を別に加算します。 ○平成24年1月1日以後に締結した保険契約(新契約) <ul style="list-style-type: none"> ・支払った保険料が20,000円まではその金額 ・20,000円~40,000円までの保険料×1/2+10,000円 ・40,000円~80,000円までの保険料×1/4+20,000円 ・80,001円以上は一律 40,000円 ※介護医療保険料・個人年金保険料は上記による額を別に加算します。 (注)各保険料控除の合計適用限度額は120,000円 (注)一般生命保険料・個人年金保険料について新契約・旧契約の両方について控除適用の場合は40,000円が限度	<ul style="list-style-type: none"> ○平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約) <ul style="list-style-type: none"> ・支払った保険料が15,000円まではその金額 ・15,000円~40,000円までの保険料×1/2+7,500円 ・40,000円~70,000円までの保険料×1/4+17,500円 ・70,001円以上は一律 35,000円 ※個人年金保険料は上記による額を別に加算します。 ○平成24年1月1日以後に締結した保険契約(新契約) <ul style="list-style-type: none"> ・支払った保険料が12,000円まではその金額 ・12,000円~32,000円までの保険料×1/2+6,000円 ・32,000円~56,000円までの保険料×1/4+14,000円 ・56,001円以上は一律 28,000円 ※介護医療保険料・個人年金保険料は上記による額を別に加算します。 (注)各保険料控除の合計適用限度額は70,000円 (注)一般生命保険料・個人年金保険料について新契約・旧契約の両方について控除適用の場合は28,000円が限度																																																																																										
7. 地震保険料控除		①地震保険 <ul style="list-style-type: none"> ・支払った保険料 最高50,000円 ②旧長期保険(平成18年12月31日までに契約したもの) <ul style="list-style-type: none"> ・支払った保険料10,000円まではその金額 ・10,001円~20,000円までの保険料×1/2+5,000円 ・20,001円以上は一律15,000円 ◎両方ある場合 ①+②の額 最高限度額 50,000円 なお、1枚の証明書で両方ある場合は合算できません。	①地震保険 <ul style="list-style-type: none"> ・50,000円までの保険料×1/2 ・50,000円以上は一律25,000円 ②旧長期保険(平成18年12月31日までに契約したもの) <ul style="list-style-type: none"> ・支払った保険料5,000円まではその金額 ・5,001円~15,000円までの保険料×1/2+2,500円 ・15,001円以上は一律10,000円 ◎両方ある場合①+②の額 最高限度額 25,000円 なお、1枚の証明書で両方ある場合は合算できません。																																																																																										
8. 寄付金控除		対象となる寄附金(合計で2,000円を超えるもの) <ul style="list-style-type: none"> ①国又は地方公共団体に対する寄附金(東日本大震災や豪雨災害に対する義援金が含まれる) ②日本赤十字社などの公益社団法人に対する寄附金 ③社会福祉法人などの特定公益増進法人に対する寄附金 その他、認定NPO法人や政治活動に関する寄附金など ※寄付金の受領書を持参してください。	対象となる寄附金(合計で2,000円を超えるもの) <ul style="list-style-type: none"> ①地方公共団体に対する寄附金(東日本大震災や豪雨災害に対する義援金が含まれる) ②日本赤十字社福島県支部、福島県共同募金会に対する寄附金 ③社会福祉協議会等の条例で指定する団体に対する寄附金 ※寄付金の受領書を持参してください。																																																																																										
9. 障害者控除		270,000円(一般の障害者) 400,000円(特別障害者) 750,000円(同居特別障害者)	260,000円(一般の障害者) 300,000円(特別障害者) 530,000円(同居特別障害者)																																																																																										
10. ひとり親控除		350,000円(本人の合計所得500万円以下で未婚、離別、死別で子の扶養有)	300,000円(本人の合計所得500万円以下で未婚、離別、死別で子の扶養有)																																																																																										
11. 寡婦控除		270,000円(本人の合計所得500万円以下で離別、死別で子以外の扶養有又は死別で扶養無)	260,000円(本人の合計所得500万円以下で離別、死別で子以外の扶養有又は死別で扶養無)																																																																																										
12. 勤労学生控除		270,000円	260,000円																																																																																										
13. 配偶者控除 (合計所得金額48万円以下)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>本人の合計所得額</th> <th>一般控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>380,000円</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>260,000円</td> <td>320,000円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>130,000円</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	本人の合計所得額	一般控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	380,000円	480,000円	900万円超 950万円以下	260,000円	320,000円	950万円超 1,000万円以下	130,000円	160,000円	1,000万円超	0円	0円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本人の合計所得額</th> <th>一般控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>330,000円</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>220,000円</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>110,000円</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	本人の合計所得額	一般控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	330,000円	380,000円	900万円超 950万円以下	220,000円	260,000円	950万円超 1,000万円以下	110,000円	130,000円	1,000万円超	0円	0円																																																												
本人の合計所得額	一般控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																																																																											
900万円以下	380,000円	480,000円																																																																																											
900万円超 950万円以下	260,000円	320,000円																																																																																											
950万円超 1,000万円以下	130,000円	160,000円																																																																																											
1,000万円超	0円	0円																																																																																											
本人の合計所得額	一般控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																																																																											
900万円以下	330,000円	380,000円																																																																																											
900万円超 950万円以下	220,000円	260,000円																																																																																											
950万円超 1,000万円以下	110,000円	130,000円																																																																																											
1,000万円超	0円	0円																																																																																											
14. 配偶者特別控除		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得額</th> <th colspan="3">本人の合計所得額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超 95万円以下</td> <td>380,000円</td> <td>260,000円</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>360,000円</td> <td>240,000円</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>310,000円</td> <td>210,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>260,000円</td> <td>180,000円</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>210,000円</td> <td>140,000円</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>160,000円</td> <td>110,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>110,000円</td> <td>80,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>60,000円</td> <td>40,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>133万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得額	本人の合計所得額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	48万円超 95万円以下	380,000円	260,000円	130,000円	95万円超 100万円以下	360,000円	240,000円	120,000円	100万円超 105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円	105万円超 110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円	110万円超 115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円	115万円超 120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円	120万円超 125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円	125万円超 130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円	130万円超 133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円	133万円超	0円	0円	0円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得額</th> <th colspan="3">本人の合計所得額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超 100万円以下</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>310,000円</td> <td>210,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>260,000円</td> <td>180,000円</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>210,000円</td> <td>140,000円</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>160,000円</td> <td>110,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>110,000円</td> <td>80,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>60,000円</td> <td>40,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>133万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得額	本人の合計所得額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	48万円超 100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円	100万円超 105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円	105万円超 110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円	110万円超 115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円	115万円超 120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円	120万円超 125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円	125万円超 130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円	130万円超 133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円	133万円超	0円	0円	0円
配偶者の合計所得額	本人の合計所得額																																																																																												
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下																																																																																										
48万円超 95万円以下	380,000円	260,000円	130,000円																																																																																										
95万円超 100万円以下	360,000円	240,000円	120,000円																																																																																										
100万円超 105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円																																																																																										
105万円超 110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円																																																																																										
110万円超 115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円																																																																																										
115万円超 120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円																																																																																										
120万円超 125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円																																																																																										
125万円超 130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円																																																																																										
130万円超 133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円																																																																																										
133万円超	0円	0円	0円																																																																																										
配偶者の合計所得額	本人の合計所得額																																																																																												
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下																																																																																										
48万円超 100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円																																																																																										
100万円超 105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円																																																																																										
105万円超 110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円																																																																																										
110万円超 115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円																																																																																										
115万円超 120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円																																																																																										
120万円超 125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円																																																																																										
125万円超 130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円																																																																																										
130万円超 133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円																																																																																										
133万円超	0円	0円	0円																																																																																										
15. 扶養控除 (合計所得金額48万円以下)		380,000円(一般の控除対象扶養親族:16~18歳、23~69歳) 630,000円(特定の扶養親族:19~22歳) 480,000円(老人扶養:70歳以上) 580,000円(同居老親等:70歳以上)	330,000円(一般の控除対象扶養親族:16~18歳、23~69歳) 450,000円(特定の扶養親族:19歳~22歳) 380,000円(老人扶養:70歳以上) 450,000円(同居老親等:70歳以上)																																																																																										
16. 基礎控除		480,000円(合計所得額2400万円以下) 320,000円(合計所得額2400万円超2450万円以下) 160,000円(合計所得額2450万円超2500万円以下)	430,000円(合計所得金額2400万円以下) 290,000円(合計所得額2400万円超2450万円以下) 150,000円(合計所得額2450万円超2500万円以下)																																																																																										
17. 白色事業専従者控除		専従者一人につき次のいずれか少ない額を控除する。 ② 配偶者 860,000円、配偶者以外 500,000円 ② (事業所得金額) ÷ (専従者の数+1)																																																																																											

(所得税法及び地方税法の改正により変更になる場合があります。)

令和7年 町県民税申告相談日程表 (2月10日～3月17日)

日 程			相 談 時 間	対 象 地 区	会 場	会場電話	日 程			相 談 時 間	対 象 地 区	会 場	会場電話
月	日	曜					月	日	曜				
2 月	10	月	9:30～11:30	宮 原	蒲生集会施設	82-2248	2 月	28	金	9:30～11:30	蓮 の 原	朝日公民館 (農事研修室)	84-2111
			13:30～15:30	居 平・久 保						13:30～15:30	町		
	12	水	9:30～11:30	叶 津	八木沢集会施設		3 月			9:30～11:30	黒谷沖・根木屋	朝日公民館 (農事研修室)	84-2111
			13:30～15:30	八木沢・入叶津						13:30～15:30	上福井・沢口		
	13	木	9:30～11:30	黒 沢	黒沢集会施設	82-2258	4 火			9:30～11:30	二 軒 在 家	二軒在家集会施設	86-2910
			13:30～15:30	塩沢、十島、寄岩	塩沢集会施設					13:30～15:30	塩 ノ 岐	塩ノ岐集会施設	86-2826
	14	金	9:30～11:00	宮 沢	宮沢集会施設	82-3134	5 水			9:30～11:30	上下前田、上平、鳥居田	小林集会施設	86-2001
			13:30～15:30	上 町	只見公民館(1F学習室)	82-2141				13:30～15:30	上川原、上下照岡、七十丸、外出、戸石		
	17	月	9:30～11:30	宮 前・館ノ川	只見公民館 (1F学習室)	82-2141	6 木			9:30～11:30	沖	梁取集会施設	86-2805
			13:30～15:30	只 見 沖						13:30～15:30	御 東・大 田		
	18	火	9:30～11:30	新 屋 敷	只見公民館 (1F学習室)	82-2141	7 金			9:30～11:30	上田、前沢口、沢ノ目、広田面	大倉集会施設	86-2808
			13:30～15:30	新 町						13:30～15:30	窪田、前田、中地、田向、礼堂		
	19	水	9:30～11:30	原	只見公民館 (集会室)	82-2141	8 土			9:30～15:00	朝日地区・全町	朝日公民館(農事研修室)	84-2111
			13:30～15:30	田 中									
	20	木	9:30～11:30	榑戸(上ミ方以外)	榑戸集会施設	82-2807	10 月			9:30～11:30	原、仲村、篠輪、仲田	坂田生活改善 センタ－	86-2806
			13:30～15:30	上ミ方、荒井原、肘折						13:30～15:30	大坪、山下、仮安		
	21	金	9:30～11:30	上 村	小川集会施設	84-2806	11 火			9:30～11:30	大久保～向班	布沢集会施設	86-2048
13:30～15:30			下 村・関 野	13:30～15:30						浮島～大田・夕沢班			
25	火	9:30～11:00	黒 谷 入	黒谷入集会施設	84-2941	12 水			9:30～15:00	只見地区・全町	只見公民館(集会室)	82-2141	
		13:30～15:30	下 福 井	下福井集会施設	84-2808								
26	水	9:30～11:30	居 廻・荒 島	長浜集会施設	84-2600	13 木			9:30～15:00	全 町	只見公民館(1F和室)	82-2141	
		13:30～15:30	長浜(居廻以外)						14 金	9:30～15:00	明和地区・全町	明和公民館(1F和室)	86-2111
27	木	9:30～11:30	熊 倉	亀岡集会施設		17 月			9:30～11:30	全 町	只見公民館(1F学習室)	82-2141	
		13:30～15:30	亀 岡・深 沢										

※来場の際には、マスクを着用をお願いいたします。
 ※体温が37.5℃以上ある方は、来場をお控えください。

※同一会場で複数地区の申告相談を行う場合は、相談時間に注意して下さい。

※全町対象の各公民館について、12時～13時は相談時間外となります。



令和7年 町民税・県民税の申告相談について

- 所得税の申告相談（確定申告）もあわせて行います。
- 対象地区で申告できない方は、対象地区が全町の只見・朝日・明和公民館が申告相談会場の際に申告ください。
- 申告受付の町民税務係職員は各会場に出かけます。役場庁舎では申告相談をお受けできませんので、各会場で申告されるようにご協力をお願いします。

◎申告をしなければならない方

令和7年 1月1日現在、只見町に住所があり、

令和6年 1月1日から令和6年 12月31日の間に次のような収入のあった方。

- ・営業、農業、地代・家賃、配当、譲渡、満期返戻金などの収入のあった方。
- ・給与や賃金、報酬などを2ヶ所以上から受けている方。
- ・給与所得者で年末調整をされていない方。
- ・年金を2ヶ所以上から受給されている方。
- ・年金受給者（昭和35年 1月1日以前生まれ：65歳以上）で収入額 110万円以上。
- ・年金受給者（昭和35年 1月2日以後生まれ：65歳未満）で収入額 60万円以上。

※ただし、収入のない方でも、国民健康保険に加入している方、並びに障害年金(短期)受給者、国民年金保険料免除申請、後期高齢者医療保険、介護保険などで、所得証明が必要な場合がありますので、できるだけ申告するようにして下さい。

◎申告期間・申告会場

- ・期間と会場は日程表のとおりです。
- ・税務署から通知のあった方は、税務署へ直接提出されるか、通知書を申告会場へ持参してください。

◎申告にお持ちいただくもの

○収入がわかるもの

（給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、保険等の支払通知書など）

○営業、農業、不動産の所得のある人は、収入支出のわかるもの

（※経費の領収書等は科目ごとに必ず集計・整理して持参下さい）

○各種所得控除を受けられる場合は

- ・社会保険料控除・・・国民年金の控除証明書、後期高齢や介護保険料などの領収書
- ・生命保険料控除・・・控除証明書
- ・地震保険料控除・・・控除証明書
- ・障害者控除……………障害者手帳または控除認定書等
- ・医療費控除……………領収書等（※医療を受けた人、病院ごとに整理して下さい）
- ・セルフメディ

ケーション税制……………①予防接種等の領収書(原本)又は健康診断書の結果通知書の写し等

②対象医薬品購入の領収書等

◎マイナンバー制度導入に伴い、申告書に、マイナンバーの記載が必要になります。

申告相談会場にお越しの際は、次の書類をご持参ください。

- ・マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード。
- ・マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードまたはマイナンバー入りの住民票と、運転免許証または被保険者証など本人確認ができる書類を一つ。

次に該当する方は、収入や支出の分かる精算販売通知等・領収書や納入通知書・契約書・証明書等により収支内訳を整理し申告会場においてください。（集計した資料を持参してください。）

※ 平成26年1月から個人の白色申告の方で、農業や事業、不動産貸付等を行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保存が義務化されています。該当する方は、申告会場に帳簿をご持参ください。

◆ **農業収入のある方**（農地を耕作し作物を作っている方、ただし家庭菜園程度の方を除く。）
申告には **収入金額の書類**（JA販売精算通知書・生産者別検査結果通知書（米屋）等・庭先販売書・家事消費（保有米）・事業消費（贈答用）の数量、金額・自家用野菜の作付面積等）や**経費の書類**（育苗費、肥料費、農薬費、燃料光熱水費等の領収書等）とそれらを収支内訳書類に整理し持参ください。

◆ **営業収入のある方**（商店・食堂・理容・美容・大工・左官・板金業などの収入）
仕入れや売上・必要経費の明細書や給与の支払書などから収支内訳書を作成し持参ください。

◆ **譲渡収入のある方**（土地や家屋などの売買による収入）
領収書や譲渡金額が分かる書類を持参ください。

◆ **不動産収入のある方**（土地や家屋などの貸付けによる収入）
農業経営をされておらずに、農地を貸して受領した小作料も不動産収入になります。
契約書や領収書を持参ください。（米など現物で受け取った場合も対象になりますので、受取った数量がわかるようにしてください。）

◆ **山林収入のある方**（山林の伐採や売買による収入）
領収書や収入金額が分かる書類を持参ください。

◆ **その他の収入のある方**（耕賃収入、分配金、配当金、契約に基づく年金などの収入）
収入・支出の明細書から収支内訳書を作成し根拠資料を持参ください。

※ **町民税・県民税の計算方法**

均等割、所得割及び森林環境税を合算したものが税額となります。

① 均等割 町民税 3,000円 県民税 2,000円

（※1）県民税均等割の額 には、森林環境税（県税）1,000円が含まれています。

② 所得割 収入金額 - 必要経費 = 所得金額
所得金額 - 所得控除額（別表のとおり） = 課税所得金額
課税所得金額 × 税率（町民税6%、県民税4%） = 税額

③ 森林環境税（国税） 1,000円

（※2）令和6年度より均等割と併せて課税されています。税収の全額が、森林環境贈与税として地方に贈与され、森林整備及びその促進の費用として利用されます。

※平成27年4月より寄付金のワンストップ特例制度が開始されました。この制度は確定申告を必要としない給与所得者等に限り、寄付先が5自治体以内であれば確定申告が不要となる制度です。ワンストップ特例制度を受けるためには各寄付先の自治体に申請書の提出が必要となります。